

長野県環境審議会議事録

日 時：令和2年3月17日（月）

午後1時30分から3時41分まで

場 所：長野県庁議会棟 404・405号会議室

出席委員

梅崎健夫委員、大島明美委員、太田信子委員、大和田順子委員、
加々美貴代委員、金子ゆかり委員、小林泰委員、手塚優子委員、
林和弘委員、宮原則子委員、奥山正樹特別委員、鈴木正勝特別委員、
吉田俊康特別委員代理

以上 13 名

長野県環境審議会議事録

日時 令和2年3月17日(火)

午後1時30分～午後3時41分

場所 長野県庁議会棟 404・405号会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度 第4回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原です。よろしく願いいたします。</p> <p>初めに委員の出欠の状況をご報告します。本日、都合によりまして、打越綾子委員、北島直樹委員、小池久長委員、福江佑子委員、藤巻進委員、福田敬大特別委員の6名から欠席との連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者13名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、高田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
高田環境部長	<p>本日は、第4回長野県環境審議会の開催をお願いしましたところ、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本県では主催するイベントや会議等につきましては、延期又は中止としているものが多くございます。</p> <p>この審議会につきましては、年度内にご審議をお願いしたい案件がございますので、感染防止対策をした上で、予定どおりの開催をお願いしたところでございます。</p> <p>委員の皆様のご理解に重ねてお礼申し上げます。</p> <p>審議会の開催にあたり、本県の環境行政における最近の動きや今後の取組についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、既にご案内のことと存じますが、本県では、昨年12月に県議会の決議を受けまして「気候非常事態宣言～2050ゼロカーボンへの決意～」を行ったところでございます。</p> <p>この宣言を踏まえまして、今年度中に県といたしまして「気候危機突破方針」(仮称)を取りまとめ、「2050ゼロカーボン」の実現に向けた取組を始動していくこととしております。</p> <p>また、中央アルプス県立公園につきましては、今月末に国定公園</p>

に指定される運びとなっております。希少な自然環境の保護強化、知名度の向上による公園全体の適正利用を一層推進してまいります。

令和元年東日本台風災害で大きな被害を受けましたクリーンピア千曲におきましては、現在、仮設設備で下水処理を行っておりますが、令和3年3月末までの水処理の復旧、令和4年3月末までの施設の本格復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

また、災害廃棄物に関しては、被災市町村での片付けごみの処理は概ね道筋がつきまして、現在は、家屋の公費解体の処理がはじまっており、引き続き、市町村等に助言等してまいります。

さて、本日の審議会ですが、次第をお示ししてございますとおり、5件の案件についてご審議をお願いしております。

このうちの3つの案件については、ご検討いただいた委員会の委員長さんにご出席いただき、答申案についてご報告をいただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

本日の議題でございますが、次第にお示ししておりますとおり、審議事項が5件、報告事項が3件でございます。

議題が多くございますので、報告事項については短時間での進行となるよう簡潔にご説明させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご承知をお願いしたいと思います。

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

梅崎会長

それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事に移りたいと思っております。

1件目は審議事項ア、本日、知事から本審議会に諮問のありました「水資源保全地域の指定について」でございます。

本件は、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」第9条第3項の規定に基づき、県が指定を行うに当たり当審議会の意見を聴かれていますのでございます。

それでは、幹事から説明をお願いします。

渡辺水大気
環境課長

それでは私から本日諮問させていただきました水資源保全地域の指定につきましてご説明いたします。

それでは資料1-1をご覧ください。

この条例は目的不明な土地取引により、水資源への影響が懸念されることなどを契機といたしまして、水資源の重要性に対する意識の高まりを背景に、本県の豊かな水資源を保全するため平成25年3月に制定したものです。

1(1)水資源保全地域の指定についてですが、知事は、水源地域のうち、その土地の所有や利用状況等を勘案して、水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定ができるというものです。

次に、水資源保全地域の区域設定の考え方ですが、地表水については、取水地点及び集水区域の全部を基本といたします。また、地下水については、取水地点における影響範囲の全部を基本とします。ただし、影響範囲の調査が困難な場合には、取水地点から概ね1kmとしてもよいこととしております。詳細は資料1-1の5ページの「長野県水資源地域における水資源の保全に関する基本指針」のとおりです。

次に、水資源保全地域の指定手続についてご説明します。水資源保全地域の指定は、市町村からの申出を基本としておりまして、申出があった場合には、関係行政機関に協議を行った上で、環境審議会での審議をお願いし、答申をいただいております。地表水の場合は、先程説明させていただいたとおり、地下水と異なりまして、指定範囲は取水地点及び集水区域の全部を基本としておりまして、知事の裁量加わる余地がないことから、専門委員会の審議は省略させていただきたいと考えております。答申後には、県ホームページで指定区域を公告・縦覧し、利害関係者等の意見提出の期間も設けた上で、地域指定の告示を行います。この地域の指定がされますと、その区域内において土地取引を行う場合には事前届出が必要となります。

2ページの図をご覧ください。水資源保全地域内で土地の売買契約等を行う場合には、①のとおり、その3か月前までに県に届出をしていただきます。県はその情報を、②のとおり市町村の意見を伺うとともに、③のとおり県のホームページで公表し公衆に縦覧します。その内容や、利用目的等から水資源の保全に支障が生ずる恐れがあると考えられる場合には、④以下のとおり助言や報告徴収、立入調査等の措置ができることとなっております。

3ページをご覧ください。指定された水資源保全地域は、現

在14地区18水源となっております。

次に、今回諮問する内容についてご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。

今回、水資源保全地域として指定をお願いするのは、佐久市の東地水資源保全地域で、本年1月31日付けで佐久市長から指定の申出があったものです。

場所は、1-2の9ページに丸（○）で示しているとおり、佐久市の北東端、軽井沢町に隣接する地域です。

資料1-2の2ページをご覧ください。赤く囲った範囲が今回指定する区域となっております。

今回指定を行う水源は湧水ですが、湧水は、主に山に降った雨や雪が地表に出てきたもので地表水と位置付けられており、取水地点及び集水区域の全てを指定範囲としております。

3ページ以下は、水源の航空写真、地質図、植生図、保安林指定状況図となっておりますので、ご確認いただきたいと思っております。なお、山林の保安林指定は行われておりません。

資料1-2の1ページに戻りまして、3指定区域の概要をご覧ください。指定を行うのは佐久市香坂509番地の一筆全てでありまして、地目は登記上原野ですが、現況は山林となっております。

4水源の概要ですが、この水源は、佐久水道企業団の上水道の水源の一つで、取水量は1日当たり54.7m³、給水人口等は記載のとおりです。

7、8ページをご覧ください。本年1月24日に行った現地確認の写真でございます。水源は、数か所から湧き出した水を、集水管で取水施設に集め、配水池へ送水しています。

指定に関する説明は以上でございます。

なお、本件は、先ほど説明しましたとおり、地表水に該当し、取水地点及び集水区域の全部を指定する事案ですので、専門委員会における審議を省略いたしまして、本日の審議をもって答申をお願いしたいと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

林委員

指定については良いことだと思いますけれども、航空写真を見させていただくと太陽光発電が設置されている状況が伺えます。指定に至った背景が分かれば教えていただきたいと思っております。

渡辺水大気 環境課長	<p>どのような経緯で指定を行うかなどの背景については伺っておりませんが、佐久市は水資源の保護を非常に重視されておりまして、このような取組を積極的に進めたいということは伺っております。</p>
梅崎会長	<p>他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、幹事からの説明にありましたように、平成29年度、諮問即答申が行われた佐久市と同様、当審議会が答申した基本指針どおりに指定する事案でありますので、この審議会において、佐久市長の申出のとおり指定することが適当である旨答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p>
中村委員長	<p>次に、審議事項イの「希少野生動植物保護回復事業計画の策定について」でございます。</p> <p>11月の第3回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施、「希少野生動植物保護対策専門委員会」でのご議論を経て、答申案が示されているものであります。</p> <p>本日は、専門委員会の中村委員長に出席いただいておりますので、まずは委員長からご報告いただき、その後幹事から説明いただくこととしたいと思います。ではお願いいたします。</p> <p>本日答申する案件は、第1回の環境審議会から付託されたクビワコウモリの「保護回復事業計画」の策定についてです。</p> <p>資料2-1をご覧ください。</p> <p>項目1「保護回復事業計画の策定種」と項目2「策定の趣旨」については、前回の環境審議会の中間報告でおこなったため、説明は省略します。</p> <p>項目3「第1回環境審議会以降の経緯」をご覧ください。</p> <p>希少野生動植物保護対策専門委員会は、記載の合計6名の委員で構成されており、その他に保護団体の「クビワコウモリを守る会」からも協力者の出席を求めたところです。</p> <p>「(2)検討状況」に記載のとおり第3回環境審議会の中間報告までに2回の専門委員会を開催し、クビワコウモリ保護回復事業計画の素案を作成してきました。</p> <p>その後、令和元年12月25日から令和2年1月31日までパブリックコメントを実施し、そこで出された意見について令</p>

和2年2月12日の第3回の専門委員会で検討してきたところ
です。

項目4「環境審議会（中間報告）における対応状況」をご覧
ください。

中間報告に対しては委員の皆様からご意見をいただいたと
ころですが、その対応状況については 記載のとおりです。

番号1～3についての「地域での普及活動」や「保護活動の
支援」についてのご意見には、「生息地域を対象とした保護活
動への支援と普及活動を図る取組みを推進する」主旨を追記
することとしました。

番号5～7でいただいた「情報収集」や「モニタリング」、
「長期的視点」についてのご意見には、計画案の該当する項目
の中で「生態を研究を行う」とことと「事業目標を長期的視点で
行う」主旨を追記することとしました。

項目5「パブリックコメントの結果と県の考え方」をご覧
ください。

意見募集の結果、合計10件の意見が出ましたが、全体とし
ては「もっと頑張って保全して欲しい」といった賛成の意見と
して捉えています。

1番と2番については、「大勢の人達や地域の人にクビワコ
ウモリの理解を深めるための努力をして欲しい」といった趣
旨でしたので、保護回復事業計画に既に記載のある部分を含
めてその主旨を反映させたところです。

4番～7番については、「クビワコウモリの生態について、
もっと研究をすべきである」といった趣旨で、8番と9番につ
いては、「もっとスピード感をもって全県的に保全すべき」と
いった趣旨でした。

樹洞性のクビワコウモリはねぐらを頻繁に変える生態があ
り、その生態を把握することが極めて困難であることに加え、
研究者が少ないため、既知の知見や情報が極めて少ないのが
現状です。

県の取組みとして、研究者や関係機関と連携しながら、生息
数の変化や新しい生息地の情報を得る努力をすることによっ
て生態情報を補うための研究を行うことを、保護回復事業計
画に明記したところです。

3番の意見については、昨今の「新型コロナウイルス」の感
染源として疑われているコウモリが人間の住居を利用するこ
とは大丈夫か」といった趣旨でした。

確かに、コウモリとヒトとの人獣共通感染症についてはいく
つかの種について確認されており、日本国内では懸念するほ
どではないにしても不安があることは理解できるところで

す。
クビワコウモリの保護回復事業計画においてはクビワコウモリとヒトとの接触がないようにクビワコウモリが家屋の外側で営巣するようなバットボックスというツールを用いることを目指し、また、実効性のあるバットボックスを設置するための研究を行うことも保護回復事業計画に明記しているところ です。

本計画の策定により、地域の方々を含めた様々な関係者が連携しクビワコウモリの保全の取組みを進めていくよう努めてまいります。

概要についての説明は、以上でございます。

梅崎会長

引き続き幹事からご説明をお願いします。

今井自然保護課長

事務局の自然保護課からは、資料2-2「希少野生動植物保護回復事業計画（クビワコウモリ）（案）」について説明します。

4～5ページ、「4 事業の目標」をご覧ください。

中間報告では、この項目において、5ページに記載の「乗鞍高原に生息するクビワコウモリについて」を事業の目標として記載していました。

パブリックコメントの意見や、専門委員会での議論を踏まえ、「長期的な視点」と「多様性の確保」についての記述を前段に加えたほか、「新たな生息地が発見された場合」の記述を追加しました。

5ページ「6 今後の取組み」をご覧ください。

写真-3にありますように「バットボックス」は家屋の外壁に取り付けることを想定していますが、そもそも何故、クビワコウモリが人間の住む家屋を好むのかも理由は明らかになっていません。

県としては、これらのバットボックスと人間の住む家屋との違いを明らかにするために、「温度・湿度」などの環境因子のデータ収集を行ないながら、クビワコウモリの研究とバットボックスの開発を進めていく計画です。

「(3) 生息地域における保全体制の構築」をお願いします。

今後、クビワコウモリの保全活動を盛り上げていくためにも、保護団体や行政機関だけでなく様々な関係機関及び研究者が連携し、適切な保護活動が継続する体制づくりが必要です。

このため、情報交換や保護団体への支援と普及啓発を図り、地域の理解や、関係者の協力体制を構築するよう努めてまい

	<p>ります。 説明は以上です。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
宮原委員	<p>前回の会議の資料を受け取り、初めてクビワコウモリの存在を知りました。そこで、コウモリの研究・保護活動が民間の団体が行っていることに感銘を受けました。 そんな中、新型コロナウイルスの感染源がコウモリだとする報道がされており、保護活動がやりにくくなることが懸念されます。 本年1月31日に締め切られたパブリックコメントの3番目にも、「クビワコウモリがウィルスを持っていないかしっかり調べたうえで人との共存を図るべき」と心配する意見がありました。 「県としては最大限の安全配慮をしてこの計画を進めていく」、というような文言をこの計画書の中に記載した方がよいのではないかと思います。 また感想として、バットボックスを家の外に設置するとはいつでも、家の付属物のように取り付けられており、ちょっとでも家に隙間があればコウモリが家に入ってきてしまうのではないかと不安な印象を、この写真から受けました。</p>
今井自然保護課長	<p>コウモリがコロナウイルスを持っているという事例は、海外ではあります。ただ、日本においてはコウモリからヒトへの感染事例は1件も確認されていません。実際には、家屋の中で糞に触れる場合にはそうした危険がありますが、クビワコウモリの生息は日本では乗鞍高原でのみという状況のため、コロナウイルスに関する刺激的な踏み込んだ表現はしなかったということをご理解ください。</p>
宮原委員	<p>分かりました。</p>
梅崎会長	<p>クビワコウモリの行動範囲というのは、どのくらい明らかになっているのでしょうか。</p>
中村委員長	<p>乗鞍高原には妊娠したメスのクビワコウモリだけが飛来し、家屋の天井などで仔を生んで育てています。どこでオスと出会っているかは分かっていません。 一般的にクビワコウモリは樹洞で生活していると考えられていますが、唯一、乗鞍高原ではメスが繁殖コロニーを作っており、</p>

梅崎会長	<p>それが見つかっています。分かっていることはまだそんな状態なので、これからの研究が待たれます。</p> <p>はい、ありがとうございます。他の委員はいかがでしょうか。</p>
手塚委員	<p>資料2-2の5ページ「(3) 生息地域における保全体制の構築」についてですが、幅広い世代の方にも関心を持ってもらいたいといった主旨でパブリックコメントにもあったと思いますが、専門家や保護団体だけが探すのではなく、様々な関係者と連絡を取り合って保護活動を行うのだと思います。</p> <p>ただ、そもそも生息がなかなか確認できないものをどうやって保護するのかというところが、この計画では見えないと思います。</p> <p>例えば「生息が確認できた地域においては」という表現だと、「では生息が確認できていない地域では今までどおり」なのかと捉えられてしまうと思います。</p> <p>もっと保護を積極的にやっていきますよといった表現にできないかと思いました。</p>
今井課長	<p>専門委員会においても、「県全域を保護区域にしたらどうか」といった意見をいただきました。ただ、捕獲確認やねぐらの確認ができないと、データ収集や研究ができません。今回は生息確認ができています乗鞍高原を対象としています。白馬村、飯田市、南牧村などでも発見の記録がありますので、そうした場所でもある程度の生息のデータが集まれば対象エリアを広げる旨の記載をしていますので、ご理解いただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>特に修正等はよろしいでしょうか。</p> <p>他にいかがでしょうか。大和田委員どうぞ。</p>
大和田委員	<p>前回の審議会で出た意見の1番、「害虫を食べてくれるコウモリの存在は有難いため、…、こうした特徴をアピールできないか」ということに対して、「害虫、益獣というのは人の利用価値で判断することにつながるためアピールしない」ということを書いていますが、コウモリはコロナウイルスに感染しているのではないかというネガティブなイメージを持っている人もあるかと思えますので、クビワコウモリについてはそうしたポジティブな点もコウモリの特徴として知らせていくことも必要ではないかと思ったのですが、専門委員会ではどのような議論がなされたのでしょうか。</p>

中村委員長	<p>長野県の希少野生動植物保護条例の指定種やレッドデータブックなどに掲載する区分を決める場合は、どのくらい生息数が減ったか、どのくらい生息エリアが減ったかといった基準があり、絶滅危惧種や準絶滅危惧種といった判断になります。一方で、どのくらい人間に役に立つかといった基準はありません。</p> <p>クビワコウモリが何を食べているかといったことも、専門委員会で議論があったところで、クビワコウモリは森林性の蛾を食べているということは分かりましたが、その点を保護の主眼とするほどの知見は得られていない状況でした。</p>
大和田委員	<p>民家に近いところにいる他のコウモリは蛾などを食べるけれど、クビワコウモリは山の方にいるのであまりそういったことはないということなのではないでしょうか。</p> <p>保護回復事業計画は一般の方にもコウモリへの関心を高めていこうという主旨だと思うため、益獣だという側面があれば、コウモリに関心が向くのではないかと思いました。</p>
中村委員長	<p>一般のコウモリもクビワコウモリも山の中の街灯に飛来しており、山の中に棲む蛾を食べていることは分かっています。</p>
梅崎会長	<p>議論はされているということですね。</p>
大和田委員	<p>いずれにしても、クビワコウモリは山のコウモリで、絶滅危惧種を守る観点で保護回復事業計画の方針が決められているという考え方ですね。</p>
今井自然保護課長	<p>そうですね。国内で唯一のコロニーがあるクビワコウモリをどう守るかという観点での記載で、対人間との関係をこの保護回復事業に記載するのは少し踏み込みすぎとの議論でした。</p>
梅崎会長	<p>この制度の主旨なんですが、生態が分かっていないことは仕方ないとしても、個体数が減少傾向にあり局所的に分布しているという「希少種である」といったことを、もう少しこの計画に表現があるとよいと考えますがいかがですか。</p>
今井自然保護課長	<p>本日は時間の関係で説明を省略してしまいましたが、資料2-2の1ページに長野県希少野生動植物保護条例での指定状況と、2ページにはレッドリストカテゴリーの絶滅危惧種についての基礎的データを記載しております。</p>
梅崎会長	<p>どうもありがとうございました。他に意見ありますか。</p>

委員の皆様から様々な意見をいただきましたが、特に修正を必要とするようなご意見はありませんでしたので、原案どおり答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

梅崎会長

それでは本件につきましては、そのように決定いたします。

次に、審議事項ウの「御岳県立公園計画の変更について」の答申案でございます。

9月の第2回審議会で諮問された後、長野県立自然公園条例に基づく「御岳県立公園保護利用協議会」での内容検討を経て答申案が示されているものであります。

それでは、幹事から説明をお願いします。

今井自然保護課長

引き続き自然保護課から説明申し上げます。それでは資料3-1をご覧ください。長野県立自然公園条例に基づく御岳県立公園計画の変更についての答申です。

「1 背景」については、9月の諮問の際にも説明しましたが、県南西部に位置する御岳県立公園は、昭和27年3月に県立公園として指定されています。一方で公園計画は、昭和41年の計画変更から約50年間変更されておらず、地域の実情に合わせた変更が必要となっています。ここで言います公園計画とは、公園の適正な管理・運営を行う基本的な指針であり、保護又は利用のための規制・事業に関する計画です。計画を変更することにより、地域の実情に即した保護・利用施策の実施や優れた自然の風景地保護、生物多様性の確保・利用増進が図られます。

また、自然・社会環境の変化を公園計画に反映させることで、利用を図る様々な方々の考え方や方向性が整理・共有することができます。

「2 公園計画の変更項目」をお願いします。地元関係者からの意見を反映し、地籍などの修正、県立自然公園条例が準用します自然公園法に基づく基本方針の追加、施設計画の更新・追加を行いました。

「3 第2回環境審議会以降の経緯」は、昨年末に第5回御岳県立公園保護利用協議会を開催し、県が整備を行います御嶽山ビジターセンターの公園計画追加が了承されたほか、パブリックコメントで広く意見を募集しました。なお、パブリックコメントで提出された意見はありませんでした。

2ページをお願いします。御岳県立公園計画(案)の概要につい

て、説明させていただきます。資料3-2に御岳県立公園の公園区域及び公園計画書(案)を添付してございますので、あわせてご覧いただければと思います。

「1 指定経緯」については、先ほど説明したとおりです。「2 公園区域」については、変更はありません。

新たに項目を追加した「3 基本方針」については、公園の自然的、社会的状況及びテーマについて記載しました。自然的状況として、御嶽山は5つの峰と5つの火山湖、うち二ノ池は、日本最高所の火山湖であること。木曾ヒノキの天然林「油木美林」を見ることができること。社会的状況として、キャンプ場やスキー場等があり四季を通じて利用され、古くから信仰の地として霊場や修行場があること。これらの状況を踏まえ、公園のテーマを「古より魂のかえる信仰の山 御嶽山の恵みを受けて多彩な景観がもたらされる地域」としました。

その他、公園の核心部である第1種特別地域とその周辺の緩衝地域となる普通地域等について、基本的考え方を明記しました。

3ページをご覧ください。「4 保護規制計画」では、地域ごとの区域及び面積を記載しました。ほとんどが国有林となります。

「5 利用施設計画」では、利用拠点となる集団施設地区として2地区を計画し、公園利用に資する施設を整備方針に位置付けています。単独施設は、新たに博物展示施設として王滝村田の原に整備する御岳県立公園御嶽山ビジターセンター(仮称)を避難小屋として記載し、避難小屋として八丁ダルミに整備する避難壕いわゆるシェルター、またスキー場を追加しました。これらは、整備予定施設や既存施設を追加するものです。あわせて整備の目的を明確化するため整備方針を明記しました。

また、道路及び運輸施設は、現行の公園計画に記載のない車道10路線と索道いわゆるロープウェイを新たに位置付けました。

今後は、本計画をもとに御岳県立公園保護利用協議会において、御岳県立公園の保護と利用の推進について、引き続き検討してまいりたいと思います。説明は以上です。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

梅崎会長

計画の中身とは少し違うかもしれませんが、ビジターセンターの内容について少し説明いただければと思います。

今井自然保護課長

御嶽山ビジターセンターは、5年前に御嶽の噴火災害がありましてそれ以降、火山防災の考え方に基つきまして噴火災害の伝承ですとか、新たにこれから御嶽山に登る方への注意喚起という意

	<p>味で地元の王滝村と木曾町へビジターセンター、いわゆる拠点を整備しようと検討を進めてまいりました。それぞれ2か所、木曾町は三岳の道の駅に併設という形で里に一つ。王滝村は7合目 2600mのところに、登山口の中腹にビジターセンターを建設しようという形で計画・検討をしています。</p> <p>昨年末に地元要望もありまして、王滝村御嶽山の7合目に建設する方につきましては、県が整備主体となって整備することになりまして、それは御岳県立公園のエリアになりますので、国有林ですとか地元の方にも計画に明記することで一定の了解を得ておりますので、整備が順調に進むという意味で明記しました。</p> <p>また、登山者が万一再び山頂で噴火が起きた時に避難する場所として王滝村が避難壕、シェルターを設置しております。これも施設になりますので公園計画に明記することで今後の維持管理を容易にしたいという形のものでございます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。何かありますか。金子委員どうぞ。</p>
金子委員	<p>御嶽山の噴火は大変ショッキングなニュースであった訳でございます。危険を回避するという事はまず大事な事だと思います。一方、地元とすれば観光ですとか様々な関係者の皆様が利活用に使っていらっしゃる、そういったところでいきますと観光、危機管理、自然保護の関係する様々な部門の皆様との整合が大事な事と思うのですが、その辺はどのように考えられているでしょうか。</p>
今井自然保護課長	<p>現在、ひと月前から、この3月18日から御嶽山ビジターセンターの整備基本計画を策定してパブリックコメントを実施しております。整備基本計画の中では金子委員がおっしゃったとおり火山噴火の歴史、教訓、観光振興の拠点として利用していきたい。また自然保護という視点を入れ込んだ整備計画となっております。</p> <p>それを今パブリックコメントで広く意見をいただいておりますので、本日の意見も含めて、今後の整備にあたっては3つの視点というのを大事にして、より良い、いわゆる火山防災だけでなく自然公園の保護と利用の中核施設として整備していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
梅崎会長	<p>よろしいですか。他にご意見等ございますか。</p>
奥山委員	<p>今ご説明のありましたビジターセンターの関係で一言発言させていただきます。御嶽山はライチョウの生息地にもなっております。現在はなわばり数が30くらいだと言われておりますが、遺伝</p>

	<p>的にも北アルプスとは若干違うということで非常に貴重な個体群だと認識されているところと思います。この公園計画書には記載がありませんし、今回変更の必要はないかもしれませんが、ビクターセンターを整備して運営される上では、ライチョウは貴重な自然公園の資源ですから、登山者の方への保護活動の呼びかけや普及啓発をしていただく必要があるかと思います。そういったことにも是非取り組んでいただくようお願いしたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。他にご意見等ございますか。よろしいですか。</p>
	<p>いくつか貴重なご意見等をいただきましたけれども、今後の活動を検討していただくということで、特に原案に対する修正の意見はありませんでしたので原案のとおり答申させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それではそのように決定いたします。 ありがとうございました。</p>
	<p>次に、審議事項エの「リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について」の答申案でございます。</p> <p>11月の第3回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施、「リニア中央新幹線騒音専門委員会」でのご議論を経て、答申案が示されているものであります。</p> <p>本日は、専門委員会の内田委員長に出席いただいておりますので、まずは委員長からご報告いただき、その後幹事から説明いただくこととしたいと思います。ではお願いいたします。</p>
内田委員長	<p>私からは、資料4-1に答申案の概要をまとめておりますのでご説明いたします。そのほかに、資料4-2がございますが、これは答申案の本文になります。主に、資料4-1を使ってご説明いたします。</p> <p>リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準を適用する地域指定範囲については前回ご説明したとおりです。</p> <p>まず、リニア中央新幹線鉄道の本線の線路の中心線、これは軌道中心線から等距離にある線を言いますが、その中心線からそれぞれ400mの範囲を対象とします。</p> <p>さらに、トンネル出入口については、トンネル中央部方向に両側200mの区間についても地域指定の範囲とします。指定範囲のイメージは、図(1)、図(2)のとおりです。</p>

指定幅等についての検討経過については、中間報告の際にもいたしましたが、環境影響評価書等を参考にして、空気吸収やバラツキなどの評価値への影響を含めた騒音予測を行っていただき、リニア実験線沿線の実測値なども合わせてリニア中央新幹線鉄道沿線の騒音影響を評価しております。

また、指定を行わない地域を（３）のように定めています。

①都市計画法の用途地域のうち工業専用地域

②トンネル区間（トンネルの出入口からトンネル中央部方向に 200メートルの区間は除く。）の沿線地域

②については、図を見ていただければわかると思います。

③河川区域

④都市計画法の用途地域が定められていない地域で、住居が存在しない山林、原野、農用地等、当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道から通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域

④については、中間報告後に表現を修正しています。

指定を行わない「山林、原野、農用地等」について、「住居が存在しない場所」であることを強調した点と、「当該自治体の長の意見を踏まえ」という文言を加えた点が主な変更点です。表現を修正したことにより、住居が存在する地域を確実に類型指定することを明確にしています。詳細は後ほど事務局よりご説明いたします。

続いて、「2 地域類型の当てはめ」についてご説明します。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準には類型Ⅰ、類型Ⅱという二つの類型があり、それぞれ 70dB、75dB という基準が設けられています。先ほどご説明いたしました指定範囲内にある地域を、土地の用途や利用状況の実情に即して、類型ⅠかⅡかという類型に分けて地域指定を行います。

以下の表をご覧ください。

都市計画法の用途地域の定めのある地域については、国の事務処理基準に基づいて住居系地域は類型Ⅰ、商業系地域や工業系地域は類型Ⅱに指定します。また、都市計画法に基づく用途地域の定めがない地域は、まず「近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に相当する地域」を類型Ⅱとし、「主として住居の用に供されている地域など類型Ⅱ以外の地域」を類型Ⅰとして指定を行うこととしております。

用途地域の定めがない地域についての表現は、中間報告後に変更しております。当初、類型Ⅰについては「主として住居の用に供されている地域」、類型Ⅱについては「その他の地域」と表現しておりましたが、類型Ⅱを商工業地域に相当する地域として具体的に表記して、その他として住居がある地域などを類型Ⅰとすることで、基準をより分かりやすく表現しました。

また、用途地域の定めがない地域においては、住民の生活に根ざした地域を一体的にとらえた上で、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮した上で決定していくこととしております。このことについては、最後の付帯意見でも言及しております。

続いて、2ページをご覧ください。「3 地域類型の見直し」についてご説明いたします。

環境審議会答申後、具体的に類型を地域に当てはめていくこととなりますが、開業までの間にリニア沿線に立地している住宅の移設、あるいは駅周辺の開発などがあると想像されますので、その影響でリニア沿線の土地利用状況が大幅に変化することも考えられます。土地利用状況の変化に対応できるようにするため、開業時に沿線の土地利用状況に大幅な変更がある場合に地域類型の見直しを行うことを明記しています。また、開業以後は概ね5年ごとに土地利用状況を確認し、地域類型の見直しを行うこととしております。

最後に、「4 付帯意見」についてご説明いたします。

①は、用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定することとしております。

都市計画法の用途地域の定めがない地域については、その地域は住居が立ち並ぶ地域であるのか、または工場や商業地が広がる地域なのかという土地利用状況を鑑みて類型を指定することとなりますが、その際に小さな単位で地域を分けてしまうと、町全体がアンバランスになるというか、全体的な沿線地域の土地利用の状況を把握できない可能性が考えられます。そのようなことがないように、住民の生活に根ざした地域を一体的にとらえること、また関係機関や関係市町村長の意見を十分配慮することを掲げさせていただいております。

②は、リニア中央新幹線の建設及び走行に由来する騒音以外の環境影響（低周波音・振動など）について、沿線住民の生活環境が損なわれることがないよう事業者に対し、必要な要請を行うこととしております。

本答申案はリニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定について検討した内容なのですが、騒音とともに影響が懸念される、リニアの建設や走行に伴う低周波音や振動から周辺住民の生活環境を保全するために、このように記載しております。

③は、リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに対応することとしております。

これは、現行の新幹線鉄道騒音の評価方法がリニアのような高

	<p>速鉄道に対応していない場合、新幹線鉄道騒音の騒音評価方法が現行の方法から変更される可能性を考え、速やかな対応ができるようにこのように記載しております。</p> <p>今回提出させていただく答申案の概要について、私からの説明は以上になりますが、中間報告以降の検討経過について、事務局から補足説明をいたします。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。引き続き幹事から説明をお願いします。</p>
渡辺水大気 環境課長	<p>私からは、主に環境審議会中間報告以降の検討経過についてご説明いたします。資料4-3をご覧ください。</p> <p>1の検討の趣旨については、記載のとおりでございます。</p> <p>2の検討経過をご覧ください。5月に環境審議会に諮問したのち、リニア中央新幹線騒音専門委員会を記載のとおり5回にわたり開催し、検討を重ねてまいりました。</p> <p>また、県民意見の募集（パブリックコメント）を12月から1月にかけて行いました。詳細については、後ほどご説明いたします。</p> <p>第1回専門委員会から第4回専門委員会までの検討内容については、環境審議会中間報告の際にご説明させていただいたとおりです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>11月の中間報告以降、専門委員からの御意見やパブリックコメント等を経て、内容を修正した点についてご説明します。修正を加えた部分については、回答・対応欄に下線を引いてあります。</p> <p>まず、(1)の委員の意見を受けての修正点です。一つ目の「2地域指定の範囲の(4)」についてのご意見を受けて、先ほど委員長からもご説明がありました。住居があれば必ず類型を当てはめることを明確にするため、「住居の存在しない」を追加しました。</p> <p>また、上から3つ目、「5 付帯意見」の(1)については、お二人の委員からの意見を受けて「地域指定に際しては、生活環境の保全が図られるよう、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮し適切な指定を行われたい。」としていた部分を、「用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、関係機関及び関係市町村長のご意見を十分に配慮した上で、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定すること」と記載のとおり修正いたしました。</p> <p>次の項目、「5 付帯意見」の(2)」についてです。列車の走行に伴う振動及び低周波音により、沿線住民の生活環境が損なわれることがないよう配慮されたい。」の文末を、「必要な要請を行うこと。」と修正しました。</p>

続いて、「5 付帯意見」として「リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに対応できるように配慮されたい。」を追加するというご意見をいただきましたので、語尾を修正して追加しております。

また、3ページ一番上、「リニア中央新幹線鉄道騒音」などの用語についてのご意見については、リニア中央新幹線の施設自体を指す場合は「リニア中央新幹線」とし、リニアの走行によって生じる騒音については「リニア中央新幹線鉄道騒音」と、用語を整理してございます。

続きまして、4ページ、(2)パブリックコメントをご覧ください。

提出件数としては2件、全部で9件のご意見をいただきました。3つ目のご意見でございますが、「3 地域類型の当てはめ」の基準の明確化というご意見を受けて、表現を変更しています。詳細については先ほど委員長からもご説明がございましたが、記載のとおり表現を変えさせていただきました。

続いて、(3)第5回専門委員会について、ご説明いたします。

令和2年2月7日に開催いたしました第5回専門委員会では、環境審議会の中間報告の際に委員の皆様からいただいたご質問や第4回専門委員会後に専門委員から寄せられたご意見、またパブリックコメントにより寄せられたご意見を整理し、事務局で作成した素案の内容についてご検討いただきました。

都市計画法の用途地域のない地域についての地域類型指定の当てはめについて、以前の表現のほうがよいのではないかというご意見がございましたが、検討の結果、修正後の案のとおりとなりました。

また、指定幅やトンネル区間の決定の過程について、答申案に加えた方がいいのではないかというご意見もありましたが、この部分については、答申案には検討経過は記載せず、別途ホームページ等で検討の過程や根拠について丁寧に説明することで対応することになりました。

審議の結果、本日提出いたしました答申案を環境審議会に提出することになりました。

最後に、今後の予定についてですが、環境審議会答申をいただければ、令和2年度中に環境基準の地域類型指定及び告示を予定しております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

梅崎会長	一つ基本的な確認なのですが、資料４－１の「２ 地域類型の当てはめ」について、商業地域や工業地域は類型Ⅱに指定されていますが、その商業地域が類型Ⅰになることなどはあるのでしょうか。
内田委員長	それは市町村が都市計画で決めていることですので。例えば、住宅がある地域から商業や工業系の地域に変化したことを踏まえて、市町村が都市計画に基づく用途地域を商業系地域から住居系地域に見直すのであれば類型Ⅰに変更になることは考えられますが、あくまで商業、工業地域であれば類型Ⅱになるかと思われます。
梅崎会長	具体的な例が浮かばないのですが、商業地域なのだけれど、類型Ⅰにしたいとか、そのような変更は可能なのでしょうか。
内田委員長	都市計画そのものは変わらず、類型をⅠにしたいということでしょうか。
梅崎会長	はい。
内田委員長	本答申案では、国の事務処理基準に従っており、現状商業地域であるならば、環境を保全するにはこのレベルであろうということで類型が決められております。もし、地元市町村で「この地域は住居が多いから都市計画ごと住居系地域に見直すべきではないか」という議論が進み、用途地域が変わる場合は類型も変えることはできると思いますが。
梅崎会長	類型というのはこういうものだという事ですね。
内田委員長	はい。
梅崎会長	<p>わかりました。他にご意見等ございますか。よろしいでしょうか。他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>特に原案に対する修正の意見はございませんでしたので、原案のとおり答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次に、審議事項の「第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシカ保護管理）の策定について」の答申案でございます。

11月の第3回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施、「特定鳥獣保護管理検討委員会」でのご議論を経て、答申案が示されているものであります。

本日は検討委員会の上原委員長に出席いただいておりますので、まずは委員長からご説明いただき、その後幹事から説明いただくこととしたいと思います。ではお願いいたします。

上原委員長

昨年5月28日開催の環境審議会へ諮問された「第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシカ保護管理）（案）」の策定について、検討経過を報告いたします。

資料5-1をご覧ください。これまでの検討経過を記載しております。

本日ご審議いただきます「第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシカ保護管理）（案）」は、第4期保護管理計画の実施状況を踏まえた上で、内容を精査し「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づいて策定されるものであり、計画案の検討にあたっては、専門的な立場から検討を加えるために環境審議会から付託された学識経験者、関係研究機関、農林業関係者、自然保護関係団体等を構成員とする「特定鳥獣保護管理等検討委員会」及び「同委員会カモシカ部会」を計5回開催し、データの収集、分析、計画内容の検討を重ねてきたところでございます。

計画案につきましては、これまでに開催されました環境審議会においていただいた意見、毎年の捕獲個体の調査結果、生息分布や生息密度調査の結果、特定鳥獣保護管理検討委員会による議論、パブリックコメント、市町村、隣接県等関係機関との協議を経まして、作成したところでございます。

検討した主な内容としては、今期の生息状況の調査では、5年前との比較で、県全体の推定生息数は減少したが、地域ごとに見ると、八ヶ岳地域と中央アルプス地域以外は増加していること、八ヶ岳地域の生息密度の低下はニホンジカの影響も考えられ、今後もニホンジカがカモシカの生息状況へ与える影響を注視する必要があること、長野北部においては、カモシカの生息域の拡大が見られ、それに伴い被害の拡大も見られることから、防除対策をしっかりと行う必要があるが、ニホンジカの生息域も同時に拡大しているため、加害獣を見誤らずに対策を行う必要があること、林業被害は長年にわたって減少傾向であったが、今後、造林面積の増加が見込まれる地域では被害が発生する可能性があるため、

注意が必要であるということ、個体数調整の実施にあたっては、前期計画からの方針を踏襲し、被害防除を優先して行い、その上でなお、必要な場合に行うものとする、現在の地域個体群はDNA等生物学的な観点で区分しているものではないため、管理ユニットごとの保護管理を行う必要があるのではないかということ、また、地元等への間取りにおいて、ニホンジカが高密度に生息している地域の辺縁部にて錯誤捕獲数が多く発生しており、また地域的な偏りがある可能性があることから、錯誤捕獲発生地点の把握や発生防止について、関係者間での情報の共有及びデータの蓄積を図る必要があること、これらの検討内容・意見等を反映させた計画案といたしましたので、報告させていただきます。

梅崎会長

引き続き幹事からご説明をお願いします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

本日ご審議いただきます第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシカ保護管理）につきまして、説明いたします。

ここで1点、訂正がございます。

資料5-4の31ページ表5-3となっておりますが正しくは表5-5です。また同じく32ページの表5-4は表5-6が正しい番号となりますので訂正いたします。

それでは計画案について説明させていただきます。

策定の経緯につきましては、ただいま上原委員長からの報告のとおりでございます。

資料5-1をご覧ください。これまでの検討事項についてまとめておりますが、3ページまでについては前回の中間報告時にご覧いただいておりますので説明は省略いたします。

4ページ以降に、昨年11月18日に行った中間報告以降の意見についてまとめております。主に議論となった点については、SDGsの視点を踏まえた目標設定について、カモシカ捕獲個体の伝染病や錯誤捕獲等の情報収集についてのご意見をいただきました。

目標設定については文面を見直し、また情報収集については個体の捕獲時に出来る限りの情報を収集する様、モニタリングの項目を追加いたしました。

また同じく4ページの下部になりますが、2月25日に開催したカモシカ部会では、地域個体群ではなく、管理ユニットとしてカモシカの保護管理行っはどうかという意見をいただきました。

現計画の地域個体群は、特定地域に生息する生物種の全個体のまとまりを規定したものであり、DNA等生物学的な観点で区分しているものではありません。カモシカ保護の観点から今後、生物学的な要素を踏まえたまとまりによって保護管理を行うことも想定さ

れるため管理ユニットを導入し、ユニットごとの管理を行っていくことといたしました。

本特定計画案の説明につきましては、主に資料5-2より説明させていただきます。

資料5-2の1ページをお願いします。

「1 計画の目的について」ですが、本計画ではSDGsの視点を踏まえ、科学的・計画的な保護管理により、管理ユニット内の個体数を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図るという目的達成のため、各種対策や調査研究に取り組んでいくとするものです。

審議会にてご意見いただいたこと、またSDGsへの達成に向けた取組みが国内外で始まっていることを踏まえたものとしております。

資料2ページをご覧ください。

「カモシカの生息状況等について」でございます。生息状況について、県内のカモシカの生息面積は、県北部において拡大する傾向が見られました。また、県南部の高標高地域での生息情報が少ない結果となりました。

生息密度については、八ヶ岳管理ユニットと中央アルプス管理ユニットの密度は低下しましたが、その他の管理ユニットでは上昇しております。県内全体では、生息面積は拡大しているものの、推定生息個体数は減少する結果となりました。

また、ニホンジカの増加により下層植生への影響が考えられる地域においては、生息環境の悪化がカモシカの生息分布に影響を与えていないか注意が必要と考えられるとともに、今後収穫期を迎えた人工林の収穫再造林が進んだ場合は、これまで以上にニホンジカとの生息箇所の競合等の問題が進む可能性があります。

ただいま申し上げた、カモシカの生息状況の現状を受けまして、第5期計画における保護管理の基本方針としましては、4ページの6に記載のとおり従前と同様、科学的・計画的な目標設定に基づき、管理ユニット内における個体数を安定的に維持しつつ、農林業被害の軽減を図るために、総合的な被害防除対策を行うことといたします。

個体数調整を含む被害防除にあたっては、現計画と同じく、農林業被害の軽減を基本として、「被害防除を優先して取り組むとともに、その上でなお必要な場合に個体数調整を行う。」こととしております

また、「各地において生息を拡大しているニホンジカの被害と見誤らないよう慎重に検討する。」としております。

管理ユニットごとの管理の目標についても、それぞれ被害に対する防除状況を把握した上で、慎重に検討する旨記載しております

	<p>す。</p> <p>6 ページをご覧ください。モニタリングの実施についてです。科学的・計画的な保護管理を進めるため、県と捕獲実施市町村は、協力して長期、短期のモニタリングを行うこととしております。</p> <p>具体的には、長期モニタリングとして 5 年に一度の分布状況、生息密度調査を行い、短期モニタリングは毎年実施する被害状況調査、捕獲個体から資料を採取して行う捕獲個体調査になります。</p> <p>第 1 回の審議会から錯誤捕獲について意見をいただいておりますが、まずは情報収集が必要であると考え、錯誤捕獲時についてもできる限り個体の情報を得ることを追加しております。計画案の概要は以上となります。</p> <p>続いて資料 5-3 をご覧ください。</p> <p>パブリックコメントにつきましては、1 月 20 日から 2 月 19 日までの間で実施し、2 名の方から意見をいただきました。</p> <p>意見の内容としては、年次計画における捕獲数の設定について、錯誤捕獲と生息数の減少及びカモシカの保護について、モニタリングの実施と情報提供について、年次計画作成の際の市町村の役割についてでございました。</p> <p>それぞれについて、県の考え方、現在の制度等について説明させていただき回答としたいと考えております。</p> <p>また、市町村、隣接県、環境省との協議においては、特段意見はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p> <p>大和田委員をお願いします。</p>
大和田委員	<p>「はじめに」の部分について、SDGs の視点を踏まえとなっておりますが、長野県でも SDGs 未来都市にもなっていると思うんですが、このような大きな書き方ではなく、169 のターゲットのうち何番なのか具体的に書いた方がいいのではないかと思った点と、SDGs 未来都市の長野県の計画を見ると鳥獣対策が入っていないように見えるんですが、その辺りはどうなっていますか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>SDGs について、もっと踏み込んだ記載をしてはどうかということですが、鳥獣の保護管理に関することについて、SDGs に具体的な記載がない中でどのような記載にするかというところでしょうか。</p>
大和田委員	<p>例えば 15 番の陸域生態系の保護とかが該当すると思うんです</p>

	<p>が、ターゲットで言うと 15-5 というのがありまして、それが一番近いのかなと思ったんですが。</p> <p>なぜそれを申し上げるかという、やはり長野県は環境先進県ですし、初年度に SDG s 未来都市に選定されており、もう少し踏み込んだ表現をされた方が、SDG s 未来都市としてふさわしいのではないかという期待を込めて申し上げました。</p>
加々美委員	<p>私も関連して、SDG s の記述が物足りないと感じていまして、15 と 17 が近いのではと感じました。仮にこの本文に記載ができないのであれば、57 ページの実施体制の図がありますが、例えばこの中に SDG s の 15 番と 17 番のマークを入れる等、目に見える形にしていただければいいと思います。</p>
梅崎会長	<p>この議論に関しては今までも何回か話されてきました、社会的な流れと長野県独自の取組に関連することなんですが、SDG s から始まった、と書くと少しニュアンスが違いますし、この取組自体がどのように関わっているかという確認もあると思うんですけども、その辺を踏まえて幹事としてはいかがですか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>今ご指摘のとおり、関連としては 15 番と 17 番だと思います。</p> <p>長野県としても、今回の第 5 期の計画の中で、持続可能な取り組みの中で、カモシカはその象徴的なものかと思いますが、保護の観点と管理の観点、またいろいろな関係者がいる中で情報を共有し、ロスが無いようにするためには、今、加々美委員がおっしゃった、57 ページ図 9 のところに、どのような観点により、ということここに添えることという、大変いいご提案をしていただいたと受け止めています。</p>
梅崎会長	<p>「はじめに」の文言についてはいかがですか</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>文言についても専門委員会で検討しまして、そもそもの一番の目的が何か、というところで鳥獣の保護管理というところと、生物多様性について触れておりますので、その部分が霞まないようにというところで、このぐらいの表記にさせていただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>(大和田委員に) 文言についてはいかがでしょうか。</p>
大和田委員	<p>「SDG s の視点を踏まえ」だけでわかりますか。</p>

梅崎会長	<p>本文の中に記載をするという提案がありましたけど、先ほど幹事から説明ありましたように「はじめに」の中に記載するのは難しいということですので。抽象的と言われればそうですが、あまり書くと主目的がぼやけてしまうということで、文章についてはかなり練られたと聞いております。上原委員長いかがでしょうか。</p>
上原委員長	<p>ありがとうございます。とても大事なところだと思います。鳥獣保護というのは、人間の生活も大事だし、鳥獣の生活も大事、その接点のところをやっているものだと感じています。</p> <p>同時にどちらも成り立っていくように、というのは難しいと言えば難しいことなんですけれども、やるしかないというところで、皆さんに取組んでいただくというところですよ。</p> <p>そういう意味合いとするならば、SDGsを実行していく必要はあるなと思います。それをどういうふうに関民の皆様に理解していただくか、そんな意味合いを込めた上では先ほどの表などを工夫していく必要があるのではと聞かせていただきました。</p>
梅崎会長	<p>他に何かございますか。手塚委員どうぞ。</p>
手塚委員	<p>資料5-4、資料56ページのところなんですけれども、県民の役割というところがありますが、この県民というのは、カモシカの被害がある地域の住民ということによろしいでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>被害に関して、カモシカと直接対峙しているという意味では農林業の現場のことでございます。</p> <p>被害を受けている人はもっと捕獲を、と考える人もいますし、逆に希少な動物だから慎重にならなければいけないという考えもございまして。そういう最前線において、カモシカというのはなわばりが非常に大きく、実際に一定の面積に生息する数は限定されております。そういったことを理解し、またニホンジカとの被害の見極めをしっかりと行って、ということによってカモシカの被害から農林業を守ること、また個体数をしっかりと保護していくということを両立する上で、そういったことをいろいろ協力をお願いしていく、そのような意味合いでございます。</p>
梅崎会長	<p>他にいかがでしょうか。宮原委員どうぞ。</p>
宮原委員	<p>大和田委員さんがおっしゃったSDGsについて、県の考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>事業計画の策定に当たっては、SDGsのどんな視点に立って</p>

	<p>いるかということ、記載するようにしているのでしょうか？ 先ほどの絶滅危惧種のクビワコウモリ保全活動はSDGsの目標15-5にあたると思います。 もしそうであるとすれば、クビワコウモリ保護回復事業計画についてもSDGsに関する記載が必要なのではないかと思うのですがいかがでしょうか。</p>
梅崎会長	<p>回答はいかがでしょうか。</p>
中村環境政策課長	<p>ただいまの質問についてですが、総合計画の中でSDGsを取り上げて全庁的に取り組んでいくとしていますが、こういった個々の計画の中で書いているかということ、特に統一的な見解はないです。そういったことを重要視していくということは明文化しておりますが、やはり目的とはいろいろありますので、必ずしもSDGsを入れるということにはなっていないです。</p>
梅崎会長	<p>いかがでしょうか。よろしいでしょうか。他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。</p> <p>委員の皆さまからご意見をいただきました中で、幹事の方で反映できる部分があるとのことですので、修正していただき、字句等につきましては会長に一任という形で答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に報告事項アの「長野県環境エネルギー戦略（第三次長野県地球温暖化防止県民計画）の進捗状況について」でございます。</p> <p>幹事の方から説明をお願いします。</p>
真関環境エネルギー課長	<p>私の方から、資料6-1、6-2に基づきまして、ご報告をさせていただきます。</p> <p>県の環境エネルギー戦略の進捗と成果のご報告でございますけれども、これは県地球温暖化対策条例第9条第1項に基づきましてこの審議会でご報告をさせていただいております。なお、本日の報告内容は、2018年度平成30年度のものになります。資料6-2が本編で、資料6-1が概要となっております。本日は6-1の方で説明をさせていただきます。</p>

戦略の基本目標でございますけれども、1の基本目標の進捗の下に書かれておりますとおり、持続可能で、低炭素な環境エネルギー地域社会をつくるということで、この中身としますと経済は成長しながら温室効果ガス総排出量とエネルギー消費量の削減が進む経済・社会構造、デカップリングを有する地域社会をつくるということを基本目標としています。下にグラフがございますけれども、国と県の経済成長と温室効果ガス総排出量を比較してございます。実線が長野県、点線が国となっております。ご覧いただきますとおり、実線の開き、県内の総生産と温室効果ガス総排出量の開きと点線で示しています国の開きを比べていただきますと、県のほうが開きが大きいということで、県における経済成長と温室効果ガス総排出量の削減が両立するデカップリングの傾向が国と比較しても有意に示されているということでございます。

以下、個別の目標が5つございまして、順次説明申し上げますけれども、1としまして、県内の温室効果ガス総排出量でございまして、これにつきましては、2016年度の値となっております。以下、この目標数値でございまして、出典のデータの反映のタイミングによりまして、年度がずれていることにご注意いただきたいと思っております。まず、この温室効果ガス総排出量でございまして、2016年度の総排出量は、1556万6千t-CO₂、基準年度比で+5.8%、前年比は1.8ポイントの増となっております。内訳でございますが、増加しております家庭部門で21万3千t-CO₂、産業部門で5万1千t-CO₂、逆に減少しておりますのが、運輸部門の3万2千t-CO₂、業務部門2万4千t-CO₂。家庭部門の増加が顕著となっております。この理由でございまして、2015年度、2016年度の気温を比較しましたところ、長野県におけます夏季及び冬季の前年の温度差が非常に大きかったという事実がございまして、これに伴いまして、冬季におけます灯油の販売量、A重油の販売量等も前年比8.8%、重油は4.2%の増ということとなっております。結果的にCO₂の排出量が伸びたということになっております。

おめくりいただきまして、(2)以下4つの指標が掲げられてございます。最終エネルギーの消費量でございまして、これは年度が1年ずれております。17年度は、18万5千TJということで、基準比7.5%の減となっておりますが、15年、16年の比較で見ますと4千TJの増ということで、CO₂排出量と同じ動きを示しているという状況でございまして。

最大電力需要でございまして、これは、2019年2月1日に最大電力需要を記録している状況でございまして。

(4)は最終エネルギー消費量に占める自然エネルギー導入

量、また、(5)は発電設備容量において自然エネルギーの発電設備容量が占める割合をそれぞれ示してございます。(4)、(5)で見ていただけるとおり、自然エネルギー導入量が順調に伸びている状況は見ていただけるかと思えます。

次のページ3におきましては、平成30年度の主な成果を記載しておりますので、後刻ご覧いただければと思えます。

今年度、第1回の審議会におきまして、現計画が来年度末終了することから、次の第4次計画の策定に着手をし、この審議会の下に専門委員会を設置して検討をいただいているところでございます。部長の冒頭のあいさつにありましたとおり、現在、気候非常事態宣言を受けまして、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするということを宣言して、それに向けての取組を進めております。年度末までには、気候危機突破方針を表明するというにしております、この方針に基づきまして、環境エネルギー戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。また、専門委員会で進めております検討内容につきましては、順次この審議会でご報告をしてみたいと考えております。報告は以上でございます。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

小林委員

第三次の計画の中だと、交通やまちづくりについてかなり詳しく書かれているところで、中間目標のところでも交通部門の低炭素化ということで公共交通の利用とか環境負荷の低いまちづくりと書かれています。ただ、今回の成果ということで、運輸部門に該当すると思うのですが、20年くらい前のノーマイカーデーや低公害車の話ぐらいしか成果が書かれていないので、まちづくりあたりから考えていかなければいけないと思えますが、その辺の成果はどのようになっているのでしょうか。

真関環境エネルギー課長

ただ今、小林委員からご指摘いただきましたとおり、運輸部門やまちづくりに関しての成果がなかなか見えにくいところでございます。この区分につきましては、現在検討を進めておりますが、次の戦略の中で相当抜本的な取組を進めていかなければならないと認識しておりますし、県議会の中でもこの部門については質問を頂戴しております。まちづくりと特に住宅部門の断熱化を進めないと2050ゼロカーボンが実現しないと思っておりますので、より大胆な取組を進めていかなければいけないと思っております。

小林委員	<p>計画の中とは関係ないのかもしれませんが、外部不経済の内部化ということであれば、県だけでできるかどうかわかりませんが、可能かどうかということも含めて炭素税やピグー税の導入を検討していただきたいと思っています。</p>
梅崎会長	<p>基本的なことを1点教えていただきたいのですが、資料6-1の基本目標の進捗のところ、長野県の総生産と温室効果ガス総排出量のデカップリングのお話をいただきました。長野県は山岳地域で森林が多くありますので、その森林等のCO2の吸収との関係はどのようになっているのでしょうか。</p>
真関環境エネルギー課長	<p>ただ今、森林の吸収量についてご質問いただきましたが、6-2の6ページをお開きいただきたいと思います。こちらに電力の排出係数を動かしたものとそうでないもの二つの表を載せてございまして、6ページは年次ごと動かしたものでございます。こちらの③の毎年度の実質排出係数による県内温室効果ガス総排出量の推移の表、下から2行目に森林吸収源ということで記載しておりますが、年間140万トンから約200万トン近くの吸収量がございまして、これは林野庁が示している数字を基に県が算出しているものでございましてけれども、これだけの森林吸収があるということで、実はゼロカーボンの実現に向けてはどうしても最後はCO2排出量が残るところでございまして、それは森林吸収との相殺で達成できるであろうという見込みでございまして。</p>
梅崎会長	<p>是非グラフ化していただいて、そして、最近森林開発もございまして推移等でその差などがあるようでしたら、それをお示しいただけたらと思います。</p>
林委員	<p>太陽光発電のための森林の伐採、つまり、木の効果をなくして太陽光発電を行ったり、バイオマス発電で森林からバイオマスを採って、その後再植林が行われていないなど、バランスのとり方を長野県はきちんと考えていかないと、何をやっているのか、という問題になると思います。吸収源についてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。他にご意見等ございますか。本件は報告事項ということで、以上幹事からの報告ということでご承知願いたいと思います。ありがとうございました。</p>

中村環境政
策課長

次に報告事項イの「令和元年版長野県環境白書について」で
ございます。

幹事の方から説明をお願いします。

お手元に「令和元年版長野県環境白書」の本編と概要版をお
配りしてございます。本編につきましては後日ご確認をお願
いし、本日は概要版で内容のご説明をさせていただきたいと
思います。

環境白書につきましては、長野県環境基本条例第 11 条にお
きまして、「知事は、毎年、環境の状況、県が環境の保全に関
して講じた施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これ
を公表しなければならない。」とされており、この規定により
毎年作成しております。

また、平成 30 年度を初年度とする第 4 次長野県環境基本計
画において、施策の進捗状況について、当審議会へ報告するこ
ととしております。

以上を踏まえまして、まず 1 ページをご覧ください。こちら
が平成 30 年度の環境関係施策体系です。施策の柱は、「持続
可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・
自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環境等の
保全」、「循環型社会の形成」の 6 本となっております。それ
ぞれに関する主要施策及び主要事業は右に記載のとおりで
す。

続いて 2 ページをご覧ください。平成 30 年度に実施した特
徴的な事業として、6 つを掲載しております。

まず、「信州環境カレッジの実施」です。県民の環境保全に
関する意識の向上を図るため、平成 30 年 7 月からスタートい
たしました。県内で開催される環境講座をカレッジ講座とし
て認定し、WEB サイトで一元的に発信し、県民の皆様が受講し
やすい環境を整備するとともに、講座提供者の活動等を支援
しました。

次に、「信州の屋根ソーラーの普及」です。自然エネルギー
資源を積極的に活用できる屋根ソーラーの普及を進めるた
め、建物ごとの太陽光エネルギーのポテンシャルを公表する
「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」を東信・南信地域で
先行して作成しました。また、関係業界との検討会開催や、太
陽光発電事業者への屋根貸し事業に着手しました。

3 つ目は「流域下水道下水熱ポテンシャルマップの作成」で
す。冷暖房や給湯等への下水熱利用の促進を図るため、流域下
水道管に内在する下水熱の賦存量や存在位置を「見える化」し
た流域下水道下水熱ポテンシャルマップを作成しました。

4つ目は「魅力ある自然公園づくり」です。地元関係者からの要望を受け中央アルプス県立公園の国定公園化を進めました。また、聖山高原県立公園に「聖山高原地域会議」を設置し、自然公園を取り巻く課題や今後の方向性などを検討しました。

5つ目は「諏訪湖の環境改善」です。「諏訪湖創生ビジョン」に基づき、諏訪湖を始めとする県内の河川・湖沼の環境改善に係る調査研究等を充実強化する体制を整備するため、「諏訪湖環境研究センター（仮称）」の設置に向けた検討を行ってきているところです。

6つ目は「“チャレンジ800”ごみ減量の推進」です。令和2年度に「県民1人1日当たりのごみ排出量795g以下」とすることを目指して、「残さず食べよう！30・10運動」や、「信州発もったいないキャンペーン」などを展開しました。

3ページ以降は、1ページの施策体系にあります6本の施策の柱ごとの説明です。各ページの冒頭に、環境基本計画の各指標の達成状況を記載してございますので、こちらを中心に説明いたします。なお、進捗評価については、「◎」は「順調」、「○」は「概ね順調」、「△」は「努力を要する」となっています。

3ページは、「持続可能な社会の構築」です。3つの指標のうち、「環境教育計画を有する学校の割合」が「△」になっております。

続いて4ページをご覧ください。「脱炭素社会の構築」につきまして、6つの指標のうち、「既存建築物の省エネ性能の簡易診断件数」と「二酸化炭素の吸収に寄与する都市公園の面積」の2つの指標が「△」でした。

続いて5ページをご覧ください。「生物多様性・自然環境の保全と利用」につきまして、指標7つの全てが「○」以上となっております。

続いて6ページをご覧ください。「水環境の保全」につきまして、3つの指標のうち、「上水道等の基幹管路の耐震化適合率」と「アレチウリ駆除活動の参加者数」についてが「△」でした。

続いて7ページをご覧ください。「大気環境等の保全」につきまして、2つの指標がともに「◎」となっております。

続いて8ページをご覧ください。「循環型社会の形成」につきまして、4つの指標のうち、「産業廃棄物3R実践協定の締結事業者数」と「信州リサイクル製品の認定数」が「△」となっております。

続いて9ページと10ページをご覧ください。第四次長野県

	<p>環境基本計画で取りまとめました、水平ゾーニング及び垂直ゾーニングに関してでございます。9ページでは、水平ゾーニングとして、県内10地域の取組を記載しております。また、10ページでは、垂直ゾーニングとして、標高差で区分した3つのゾーンにおける取組を記載しております。</p> <p>最後に11ページをご覧ください。環境基本計画の中にあります達成目標の進捗状況を記載しております。全部で19の指標がございますが、「◎」が9、「○」が3、「△」が7となっております。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言願います。</p>
梅崎会長	<p>先ほどご意見のあったSDGsの番号の記載ですが、この白書の中にはきちんと書かれているんですね。これはすごくわかりやすいと思います。</p>
梅崎会長	<p>他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。では本件も幹事からの報告ということでご承知願います。</p>
	<p>次に報告事項ウの「令和2年度環境部及び林務部の当初予算の概要について」でございます。</p> <p>幹事の方から説明をお願いします。</p>
中村環境政策課長	<p>環境部の令和2年度当初予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>資料の7-1をご覧ください。1の総額でございますが、環境部の令和2年度当初予算、一般会計の総額は、61億8975万8千円でございます。令和元年度当初予算対比で見ますと9.6%の増となっております。課ごとの内訳は、下の表に記載のとおりとなっております。</p> <p>流域下水道事業会計は、236億995万9千円で、令和元年度当初予算対比で42.2%の増となっております。</p> <p>本年度から大幅に増加した理由ですが、千曲川流域下水道下流処理区、クリーンピア千曲が台風第19号の災害を受けまして、その復旧経費計上のための増となっております。</p> <p>2の「予算のポイント」ですが、3年目を迎えます、「しあわせ信州創造プラン2.0」及び「第四次長野県環境基本計画」に基づき、SDGsの視点で脱炭素社会の構築、生物多様性・自然環境の保全と利用など環境政策を総合的かつ計画的に推進しまして、本県の</p>

豊かな自然を次世代へ引き継ぐとともに、県民の確かな暮らしの実現を図ってまいります。

また、昨年12月に行いました「気候非常事態宣言」を踏まえ、県民一丸となった徹底的な省エネルギーや再生可能エネルギーの一層の普及拡大を推進してまいります。

2ページをご覧ください。環境部の施策体系でございます。一番左に「しあわせ信州創造プラン2.0」の体系、その右側に第「四次長野県環境基本計画」の体系を記載してございます。第四次の計画では、先ほどの白書の説明でも申し上げた6つの柱に沿って主要事業を記載してございます。

このうち、主な事業につきまして、3ページ以降に記載してございますので、そちらでご説明いたします。

新規事業を中心にご説明いたします。事業名の頭に「新」の記載がございましたので、ご覧ください。

はじめに、2の「2050ゼロカーボン県民行動促進事業費」でございますが、多くの気象災害の要因と言われている気候変動に対する強い危機感をもって県が「気候非常事態宣言」をしたことを広く県民に周知するとともに、2050ゼロカーボン実現に向けて県民一人ひとりが気候変動を正しく理解し自ら行動・連携できるよう適切な情報発信を行ってまいります。

次に5ページの8の「中央アルプス国定公園（仮称）重点整備支援事業補助金」ですが、国定公園化を契機に、自然環境の保全や公園利用の促進を図るため、市町村が整備する歩道や、避難小屋、公衆便所、案内標識等について、国の補助事業も活用しつつ支援を行ってまいります。

次に9の「御嶽山ビジターセンター整備事業費」でございますが、本日の審議事項にもあります御岳県立公園計画の変更のところでご説明いたしましたとおり、県が大滝村の御岳県立公園内に設置するものでございます。令和4年度の開設を目指し、来年度は測量、設計及びRE100の検討を進めてまいります

次に10の「登山道災害復旧早期支援事業費」でございます。いわゆる公共土木施設の災害復旧の対象とならない自然公園施設について、早期に復旧することを目的に、事業主体となります市町村や山小屋関係者あるいは団体等を支援してまいります。

次に6ページの12の「水道事業経営基盤強化支援事業費」でございますが、急速な人口減少や管路等の老朽化が進む中で、持続的な経営を維持していくために経営基盤の強化が求められております。このため、国では基盤強化に有効な広域連携の推進のため、令和4年度までに都道府県において「水道広域化推進プラン」の策定をすることを求めております。

来年度は、プラン策定に向けて、データの収集と現状の分析、さ

<p>清水鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>らに、将来見直しを行い、課題の抽出・分析を行う予定でございます。</p> <p>環境部の令和2年度当初予算の概要は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>林務部の予算から鳥獣対策・ジビエ振興室に関わる予算については、総額5億1821万7千円で、前年に比べまして1億5370万2千円の増となっております。</p> <p>狩猟対策事業費としましては、2854万7千円を計上しており、狩猟免許の交付に関わる事務経費、県営射撃場の整備に関わる経費等になっております。</p> <p>鳥獣保護管理事業費としましては、5023万8千円を計上しており、鳥獣の保護管理、適正な狩猟の監督などのための鳥獣保護管理員の任用等に要する経費と2022年からの5カ年の第5期ツキノワグマ管理計画を策定するための基礎資料として生息域、生息密度等を全県的に把握するためのツキノワグマの生息状況調査の経費です。</p> <p>野生鳥獣総合管理対策事業費として、2億8343万4千円を計上しております。鳥獣被害に対する防除対策、捕獲対策とそれらを補完する各種調査、またツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲された場合にかかる放獣経費の、市町村への財政的な支援を行うための事業費です。</p> <p>信州ジビエ総合振興対策事業費として、1138万4千円を計上しております。これは捕獲した主にニホンジカのジビエ振興を図る事業費です。</p> <p>CSF（豚熱）緊急対策事業として1億4461万4千円を計上しております。</p> <p>これは新しい事業ですが、野生イノシシのCSF対策で地形的に重要な場所（防衛ライン）において、イノシシに対する捕獲圧による封じ込め（捕獲活動）を行うための経費と、有害鳥獣捕獲時の消毒資材等の経費となっております。</p> <p>林務部鳥獣対策・ジビエ振興室からの説明は以上です。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>ただいまの説明につきましては情報提供ということでご承知願います。</p> <p>以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>(なし)</p>

梅崎会長	よろしければ、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。
司会	梅崎会長様、委員の皆様ありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。 なお、次回の審議会は5月29日（金）を予定しておりますので、よろしく願いいたします。 本日は大変お疲れ様でございました。